

平成 30 年 7 月 30 日

金融庁監督局総務課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「流動性比率規制（第 1 の柱・第 3 の柱）に関する告示等の  
一部改正（案）」に対するコメント

平成 30 年 6 月 29 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対するコメント  
を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い  
申しあげます。

以 上

## 流動性比率規制(第1の柱)に関する告示等の一部改正案へのコメント

項番	種別(新旧対照表／附則)・条文番号等	該当箇所	コメント	理由等
1	第85条第2号 第86条第1項第1号 82条第5号	適格オペレーショナル預金	<p>適格オペレーショナル預金(残存期間が1年以上を除く)のASF算入率は、NSFRの国際合意文書(d295)の項番24(b)に50%である旨が記載されている。</p> <p>しかし、現状のNSFR告示案では、第85条第2号で適格オペレーショナル預金のうち、預入期間の末日までの期間が1年未満のものはASF算入率50%を適用できるが、満期無しの適格オペレーショナル預金については、当該条文にもとづきASF算入率50%を適用できず、第86条第1項第1号にもとづき、ASF算入率0%が適用されてしまう。</p> <p>国際合意文書(QIS)についても同様を見る限り、適格オペレーショナル預金のASF算入率は最低でも50%であると読めるため、第85条の修正が必要と史料。ご検討いただきたい。</p>	国際合意文書の内容とかい離があるため、修正を依頼するもの。
2	第95条第4号 第98条第7号	オペレーショナル預金(預け金)	<p>第95条第4号にて、預入期間の末日までの期間が1年未満のオペレーショナル預金(預け金)は、RSF算入率が50%である旨、記載されている。しかし、満期の定めのないオペレーショナル預金については、当該条文では拾えず、第98条第7号に該当することで、RSF算入率100%が適用されてしまうため、修正願いたい。</p>	国際合意文書の内容とかい離があるため、修正を依頼するもの。
3	附則 第1条	適用時期	<p>告示の適用時期が19年3月31日となっているが、欧米等の主要国が本規制を19年3月31日時点で開始しない場合には、本邦が先に開始することが無いよう、適用時期を再検討して頂きたい。</p>	NSFRの規制対象金融機関は、対象外の金融機関よりもコスト等の負荷が高いため、各国の金融機関とのレベルプレイングフィールドが確保できるようご配慮いただきたいもの。
4	附則 第2条～第5条	各国又は地域における所要安定調達算入率、デリバティブ資産の算出方法の適用	<p>所要安定調達算入率等について、欧米等他国が国際合意内容と違った内容で国内規制化を行う場合には、本邦の告示内容について再検討していただきたい。</p>	<p>所要安定調達算入率等の一部の定義について、欧米では、国際合意の内容よりも有利な(比率が良くなる)内容での国内規制化を議論されている。</p> <p>附則では、各国または地域において計上したものに限り、その国のデリバティブ資産の算出方法および所要安定調達算入率を適用できるルールとなっているが、現在議論されている他国の案では銀行全体のエクスポージャーに対して、有利な内容を適用できるため、各国の金融機関とのレベルプレイングフィールドが確保できるようご配慮いただきたいもの。</p>

流動性比率規制(第3の柱)に関する告示等の一部改正案へのコメント

項番	種別(新旧対照表等)-条文番号等	該当箇所	コメント	理由等
1	別紙様式第5号 別紙3 項番2	「資本の額」における期間毎の計上	算入率考慮前金額の入力部分を見ると、「満期なし」、「6月未満」、「6月以上1年未満」、「1年以上」のセルに対して、それぞれ計数入力が可能となっているように見受けられるが、入力対象となる資本項目の定義により、少なくとも「6月未満」と「6月以上1年未満」については、計数入力の対象外(他のセルにおける斜線が付されているものと同等の扱い)となるという理解で良いか確認したい。	国際合意文書の1柱と3柱で計上セルに係る整合性が取れていないため、対応方針について確認したい。

監督指針案へのコメント

項番	種別(主要行)等・項番等	該当箇所	コメント	理由等
1	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-4-4-3-1(1)②	定期的なモニタリング	月末日または最終影響日を基準日としたLCRは、翌月の第10営業日までに報告する旨、記載されているが、NSFRについては、明確な報告期限が記載されていない。LCRと同様に明記していただきたい。	表現が不明瞭であるため、修正を依頼するもの。
2	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-4-6(3)①	時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項	<p>監督指針案には以下の記載がある。                      「『時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項』については、過去5年間の安定調達比率の主要な変動及びその要因について定性的な説明が記載されているか。」</p> <p>LCRは、過去2年間の主要な変動およびその要因について説明することになっているが、NSFRが5年である理由をご教示いただきたい。</p> <p>NSFRは安定的な調達手段の確保を目的とする指標であるが、取引の期間に係る閾値を1年として考える指標である。本規制の趣旨を踏まえても、過去5年間の主要な変動やその要因について説明を求めるのは直接関係がなく、過去5年間の変動等について説明を求める理由にならないと感じる。NSFRもLCRと同じく過去2年間の主要な変動およびその要因について説明するかたちにはいかがか。ご検討いただきたい。</p>	記載内容の背景を確認したいもの。
3	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-2-4-6(5)	四半期ごとの開示事項	<p>安定調達比率の開示のタイミングについて、「有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい」との記載を、「有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の公表後、他の開示事項の算定に關係する値を適切に連携する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい」等の記載に改めていただきたい。</p> <p>また、「自己資本の充実の状況等の開示」(KM1: 主要な指標)における安定調達比率の開示においても、上記同様の扱いとしていただきたい。</p>	安定調達比率の算定においては自己資本比率の算定に用いられる基礎データを加工して用いる必要があり、安定調達比率の算定所要日数は自己資本比率の算定所要日数より大きくなるのが想定され、従って、安定調達比率の開示タイミングを自己資本比率の開示タイミングと同じとすることは、安定調達比率の開示を適切に行う目的に整合的でないため。